

【参 考】

地方自治体審査

地方自治法上は、

- ・ 総合評価方式を行うとき、
- ・ 落札者を決定しようとするとき、
- ・ 落札者決定基準を定めようとするときは、

学識経験者の意見を聴くこととされている。

地方自治法施行令第百六十七条の十の二

- 4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。